

平成23年12月27日

（ 外 務 省
財 務 省
経 済 産 業 省 ）

リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者に対する 資産凍結等の措置の削除について

我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1970号及び第1973号により指定されたリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者（4団体・15個人）に対し、資産凍結等の措置を講じてきました。今般、国連安保理制裁委員会が対象者リストから2団体を削除したことに伴い、これらに対する資産凍結等の措置を解除することとしました。

1. 措置の内容

外務省告示（12月28日公布）により、資産凍結等の措置の対象から削除される者に対する外国為替及び外国貿易法に基づく資本取引規制を12月28日から解除します。

2. 対象者

別添参照

（注）今回の措置により、当該措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者は合計2団体・15個人となります。ただし、うち2団体については、本年10月18日付の措置により、同年9月17日以前に発生した債権の変更又は消滅に係る資本取引（預金契約及び信託契約）のみが規制の対象となっております。

（本発表資料のお問い合わせ先）

外務省中東アフリカ局中東第1課

電 話：03-5501-8000（内線 2769）

財務省国際局調査課外国為替室

電 話：03-3581-4111（内線 5753）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 広実 郁郎

担当者：松本、鈴木

電 話：03-3501-1511（内線 3241）

03-3501-0538（直通）

(別添)

○ 削除されるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者

カダフィ革命指導者及びその関係者に係る資産凍結等の措置を解除される者
(2団体)

1. リビア中央銀行 (Central Bank of Libya)

3. リビア外国銀行 (Libyan Foreign Bank)